

# 7 異常気象・自然災害等緊急時の対応

## (1) 警報・特別警報

- ※ 異常気象のおそれのある時は、原則として前日の終礼までに授業の実施等について連絡する。
- ※ 当日の対応については、午前6時30分を目途に学校ホームページ(緊急連絡)に掲載し、かつ緊急メールで連絡する。緊急時には、それ以降に情報発信をする場合もある。
- ※ 学校ホームページに関しては、アクセスが集中して確認できなかつたり、遅れが生じたり等する場合もある。生徒は、気象情報や地域の実情、公共交通機関の運行状況等に応じて対応すること。
- ※ 警報等が発表されていなくても、居住地域に避難指示・避難勧告が発令されている、または安全に登校することが心配される場合は、登校できない旨を学校に連絡し自宅待機すること。この場合においては、状況等を確認した上で出席の取り扱いとする。

情報	対応	登校前発表・発令	登校後発表・発令
<b>【特別警報】</b> <b>警戒レベル4</b> <b>警戒レベル5</b> 暴風 大雨 洪水 (氾濫危険・発生) 大雪 土砂災害警戒情報	自宅待機	①午前6時30分の時点で、左記の <b>【特別警報】</b> (避難指示・避難勧告を含む)が学校所在地及びその周辺、または居住地域に発表されている場合は、通学方法にかかわらず自宅待機する。  ②その後については、学校ホームページや緊急メールを確認し、その内容に従って行動する。	①気象情報や地域の実状、公共交通機関の運行状況、安全等を確認した後、すみやかに下校させることもあります。 <b>【確認事項】</b> ・交通、道路情報の確認
<b>【警報】</b> <b>警戒レベル3</b> 暴風 大雨 洪水 (氾濫警戒) 大雪 土砂災害	自宅待機  (その後の状況により) 午後授業 または 自宅学習	①午前6時30分の時点で、左記の <b>【警報】</b> が学校所在地及びその周辺、または居住地域に発表され、かつ通学手段として利用している公共交通機関が運休している場合は、通学方法にかかわらず、午前11時まで自宅待機する。  ②午前11時の時点で、 <b>【警報】</b> が解除されており、かつ通学手段として利用している公共交通機関が運行している場合は、今後の気象情報や地域の実状等を家族と相談し、安全に登校できることを確認した上で、午後の授業に間に合うように登校する。安全に登校することが心配される場合は、登校できない旨を学校に連絡し自宅学習する。  ③午前11時の時点で、 <b>【警報】</b> が解除されてなく、かつ通学手段として利用している公共交通機関が運休している場合は、通学方法にかかわらず、終日自宅学習する。	・保護者迎いの有無 ・集団下校者の確認 ・自転車通学生徒の安全指導 ・下校途中で帰宅不能になった場合の対処方法  ②安全に下校することが困難な生徒については、保護者と連絡を取り、適切に対処する。

## (2) 自然災害等緊急時の登校について

- ア 大雨・台風・地震等の自然災害や大きな事故により、交通機関等の運休や道路の途絶等で登校できない、または登校に際して危険があると判断される場合については、決して無理をせず、ご家庭の判断により自宅待機をしてください。
- イ 学校への連絡をお願いしますが、電話が集中し連絡がつかない場合でも、後に状況等を確認した上で出席の取扱いとします。
- ウ 学校の休校等の判断の目安は、学校所在地及びその周辺に【**警報**】が発表されており、かつ通学手段として利用している公共交通機関が運休している場合、または学校所在地及びその周辺に【**特別警報**】（「大雨特別警報」「土砂災害警戒情報」等）が発表されている、または今後そのような事態が想定される場合に下されます。学校の休校や自宅待機は朝6時30分を目途に、授業再開は11時を目途にホームページや緊急メールでお知らせします。
- エ 学区が広範囲にわたる関係で、学校が休校でなくてもお住いの地域に警戒レベル4に相当する土砂災害警戒情報や氾濫危険情報、さらに警戒レベル5に相当する大雨特別警報、氾濫発生情報等が発表され、地元自治体からの避難勧告や避難指示が発令されることも考えられます。その場合は、地元自治体の指示とご家庭の判断で自宅待機や避難を優先させてください。
- オ ご家庭で正しく判断をするためにも、日頃よりお住まいの地域や登校経路のハザードマップを確認しておいてください。
- カ 登校後に警報等や避難指示・避難勧告が発表・発令された場合には、公共交通機関の運行状況、保護者の送迎の有無など安全を確認した上で下校させることもあります。また、必要に応じてお子様より連絡をさせることもあります。